

(様式9-(1) )

## エックス線装置備付届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所  
管理者  
(フリガナ)  
氏 名

下記のとおり、診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により届ける。

記

1 病院または診療所の名称及び所在地			
2 設置年月日	年 月 日		
3 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又はエックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴	氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴
4 用途及び台数	透視 台、 直接 台、 間接 台、 治療用 台、 歯科(口内用) 台、 CT 台、 移動型・携帯型 台		

\* エックス線装置を複数台設置する場合は、N0.2~3を装置ごとに添付すること

5 エックス線装置に関する事項	製作者名	
	型式	
	定格出力	種 別：单相 ・ 三相 ・ 蓄放式 ・ インバータ式 連 続： kV mA (透視) 短時間： kV mA 蓄放式： kV mA
	用途	

6 エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	則30条1項1号に規定するX線管及び照射筒の遮へい		有 ・ 無
	附加る過板		mm Al・( )当量
	透視装置	患者への入射面の利用線錐の中心における空気カマ率	mGy / h
		透視時間を積算でき、かつ、一定時間が経過した場合に警告音等を発するタイマー	有 ・ 無
		焦点皮膚間距離 (以下、「F.F.D」)	cm
		F.F.Dが30cm以上(手術用20cm)になる装置又はインターロック	有 ・ 無
		X線照射野を絞る装置	有 ・ 無
		利用線錐中の蛍光板等受像器の接触可能表面から10cmの距離における受像器を通過したX線の空気カマ率	$\mu$ Gy / h
		透視時の最大受像面を3cm超える部分を通過したX線の空気カマ率 (当該部分の接触可能表面から10cmの距離)	$\mu$ Gy / h
		利用線錐以外のX線を遮へいする適切な手段	有 ・ 無
	撮影用	照射野絞り装置	有 ・ 無
		F.F.D (則30条第3項第2号)	cm
	胸部集検用間接	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り	有 ・ 無
		接触可能表面から10cmの空気カマが $1 \mu$ Gy / 1ばく射以下となる受像器の一次防護遮へい体	有 ・ 無
		被写体周囲への箱状の遮へい物の設置 (遮へい物から10cmの距離において $1 \mu$ Gy / 1ばく射以下であること)	有 ・ 無
	移動型・携帯型	X線管焦点及び患者から離れて操作する距離	m
		装置の保管場所	
		施錠等の措置	有 ・ 無
		放射線防護衣の設置 (ﾌﾟﾛﾀｸﾀｰ)	有 ・ 無
	治療用	ろ過板が引き抜かれた場合、X線の発生を遮断するインターロック	有 ・ 無
口内法	照射筒の端における照射野の直径	cm	

7	1 週間の延べ使用時間		3時間未満 ・ 3時間以上6時間未満 6時間以上12時間未満 ・ 12時間以上				
	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料 その他 ( )				
	診療室の放射線障害の防止に関する構造設備	診療室の防護物の概要	しゃへい物		構 造	材 料	厚 さ
			しゃへい物を設ける場所				
			天 井				
			床				
			周囲の画壁	東			
				西			
				南			
				北			
				監視用窓			
			出入口のとびら				
			その他の開口部				
			装置の操作場所	操作室			
その他							
測定に使用した線量計	名 称						
	型 式						
測定条件及び使用したファントム							
診療室の標識		有 ・ 無					
診療室画壁外側の実効線量		mSv / 週					
8	同予防措置の概要		障害防止に必要な注意事項の掲示			有 ・ 無	
			使用中の表示			有 ・ 無	
	管理区域	管理区域を設ける場所					
		境界における実効線量		mSv / 3月			
		立入制限措置		さく・他 ( )			
		標識		有 ・ 無			
	敷地境界	敷地内居住区域境界の実効線量		μ Sv / 3月			
		敷地の境界における 実効線量		μ Sv / 3月			
入院患者(放射線治療患者除く)の被ばく実効線量が1.3mSv/3月をこえない措置		有 ・ 無					
取扱者の被ばく測定器の有無		有 ・ 無					

(様式9-(2) )

## エックス線装置等変更届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所  
管理者  
(フリガナ)  
氏 名

下記のとおり変更したので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第24条第10号及び第29条第1項の規定により届ける。

### 記

1 病院または診療所の名称及び所在地		
2 変更した理由		
3 変更年月日	年 月 日	
4 変更した事項	変更前	
	変更後	

\* エックス線装置並びにエックス線室の構造を変更する場合は、NO.2～3を添付すること。  
また、エックス線装置を複数台変更する場合は装置ごとにNO.2～3を添付すること。

5 エックス線装置に関する事項	製作者名	
	型式	
	定格出力	種 別：单相 ・ 三相 ・ 蓄放式 ・ インバータ式 連 続： kV mA (透視) 短時間： kV mA 蓄放式： kV mA
	用途	

6 エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	則30条1項1号に規定するX線管及び照射筒の遮へい		有 ・ 無
	附加る過板		mm Al・( )当量
	透視装置	患者への入射面の利用線錐の中心における空気カマ率	mGy / h
		透視時間を積算でき、かつ、一定時間が経過した場合に警告音等を発するタイマー	有 ・ 無
		焦点皮膚間距離 (以下、「F.F.D」)	cm
		F.F.Dが30cm以上(手術用20cm)になる装置又はインターロック	有 ・ 無
		X線照射野を絞る装置	有 ・ 無
		利用線錐中の蛍光板等受像器の接触可能表面から10cmの距離における受像器を通過したX線の空気カマ率	$\mu$ Gy / h
		透視時の最大受像面を3cm超える部分を通過したX線の空気カマ率 (当該部分の接触可能表面から10cmの距離)	$\mu$ Gy / h
		利用線錐以外のX線を遮へいする適切な手段	有 ・ 無
	撮影用	照射野絞り装置	有 ・ 無
		F.F.D (則30条第3項第2号)	cm
	胸部集検用間接	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り	有 ・ 無
		接触可能表面から10cmの空気カマが $1 \mu$ Gy / 1ばく射以下となる受像器の一次防護遮へい体	有 ・ 無
		被写体周囲への箱状の遮へい物の設置 (遮へい物から10cmの距離において $1 \mu$ Gy / 1ばく射以下であること)	有 ・ 無
	移動型・携帯型	X線管焦点及び患者から離れて操作する距離	m
		装置の保管場所	
		施錠等の措置	有 ・ 無
		放射線防護衣の設置 (プロテクター)	有 ・ 無
	治療用	ろ過板が引き抜かれた場合、X線の発生を遮断するインターロック	有 ・ 無
口内法	照射筒の端における照射野の直径	cm	

7	1 週間の延べ使用時間		3時間未満 ・ 3時間以上6時間未満 6時間以上12時間未満 ・ 12時間以上				
	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料 その他 ( )				
	診療室の放射線障害の防止に関する構造設備	診療室の防護物の概要	しゃへい物		構 造	材 料	厚 さ
			しゃへい物を設ける場所				
			天 井				
			床				
			周囲の画壁	東			
				西			
				南			
				北			
				監視用窓			
			出入口のとびら				
			その他の開口部				
			装置の操作場所	操作室			
その他							
測定に使用した線量計	名 称						
	型 式						
測定条件及び使用したファントム							
診療室の標識		有 ・ 無					
診療室画壁外側の実効線量		mSv / 週					
8	障害防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無				
	使用中の表示		有 ・ 無				
	管理区域	管理区域を設ける場所					
		境界における実効線量		mSv / 3月			
		立入制限措置		さく・他( )			
		標識		有 ・ 無			
	敷地境界	敷地内居住区域境界の実効線量		μ Sv / 3月			
		敷地の境界における 実効線量		μ Sv / 3月			
	入院患者(放射線治療患者除く)の被ばく実効線量が1.3mSv/3月をこえない措置		有 ・ 無				
	取扱者の被ばく測定器の有無		有 ・ 無				

(様式9-(3))

## エックス線装置廃止届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所  
管理者  
(フリガナ)  
氏 名

下記のとおり、診療用エックス線装置を廃止したので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第24条第1項第12号及び第29条第1項の規定により届ける。

記

1 病院または診療所の名称及び所在地			
2 廃止したエックス線装置	製作者名		
	型式		台数 台
	廃止した理由		
	廃止年月日	年 月 日	
3 エックス線装置廃止後の使用室の用途			